

船員法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶料理士資格証明書の再交付
- ② 手続き根拠 : 船舶料理士に関する省令第6条
- ③ 手続対象者 : 船舶料理士資格証明書の記載事項に変更を生じ、又はこれを失い、若しくはき損した者。
- ④ 提出時期 : 証明書の再交付を受けようとするとき。
- ⑤ 提出方法 : 所定の申請書に必要事項を記入し、⑥の手数料に相当する収入印紙を貼り付けたうえ、最寄りの地方運輸局又は支局・海事事務所の窓口へ提出する。
- ⑥ 手数料 : 2, 350円
- ⑦ 添付書類・部数 : 年齢が20歳以上であることを証する書類、必要な乗船履歴を証する書類及び③の要件に適合することを証する書類・1部
- ⑧ 申請書様式 : 船舶料理士資格証明書交付申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局又は支局・海事事務所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先
 - 北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 011-290-2772
 - 東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524
 - 北陸信越運輸局海事部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128
 - 関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232
 - 中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027
 - 近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434
 - 神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053
 - 中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794
 - 四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190
 - 九州運輸局海上安全環境部船員労働環境課 092-472-3175
 - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-866-1838
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 上記提出先

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶料理士に関する省令第6条
- ② 標準処理期間 : 2日（経由機関がある場合は9日）
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法による

収 入

印 紙

船舶料理士資格証明書再交付申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者氏名 ふりがな

年 月 日生

本籍

住所

船舶料理士資格証明書の再交付を受けたいので、船舶料理士に関する
省令第6条の規定により申請します。

記

- 1 船舶料理士資格証明書の番号
- 2 再交付を受けようとする理由
- 3 訂正を受けようとする場合は、その事項

新

旧